

8930 Vol.70

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



撮影 白田恒二 氏

暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

第23回神奈川県暴力追放県民大会開催

平成26年9月4日、神奈川県立音楽堂において、当センター主催、神奈川県及び神奈川県警察後援による「暴力追放県民大会」を開催致しました。大会には、当センター会長の黒岩知事、副会長の松本警察本部長をはじめ、御来賓として向笠県議会議長、松井横浜地方検察庁検事正、岩澤県公安委員長、小野横浜弁護士会会長等多数の御出席のもと、県内の職域・地域の暴力団排除組織関係者等約1,000人の参加を得て盛大に開催することができました。

第1部では、会長及び副会長による主催者あいさつ、暴力追放功労団体及び個人の表彰、来賓の県議会議長の祝辞、参加者を代表しての海老名暴力団排除協議会菊池会長による大会宣言が行われました。

第2部は、県警察音楽隊及びカラーガード隊による演奏とステージドリルの後、県警察暴力団対策課員と横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士による演劇「暴力団対策法第31条の2(使用者責任)について」を上演、指定暴力団の代表者に対する損害賠償請求の具体的要領について、実践的に学んでいただきました。



会長 黒岩知事のあいさつ



副会長 松本警察本部長のあいさつ



演奏・ステージドリル



演劇

全国暴力追放功劳者表彰受賞

平成26年11月25日、東京の明治記念館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放榮譽金章

出嶋 政信 様

旭区暴力団排除対策推進協議会 名誉会長

暴力追放榮譽銅章

廣山 宗一 様

中原区暴力団排除対策推進協議会 会長

堂蘭 紀栄之 様

港北区暴力団追放推進協議会 会長



関東管区内暴力追放功劳表彰

平成26年9月24日

個人功劳表彰

八木 茂 様

大船暴力団排除推進協議会 会長

増田 茂 様

浦賀暴力団排除推進協議会 会長

団体功劳表彰

多摩区暴力団等排除協議会

会長 星川光明 様

田浦暴力団排除対策推進協議会

会長 秋本義紀 様

神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会

会長 阿久津明正 様

県民大会暴力追放功劳表彰

平成26年9月4日

個人功劳表彰

渡部 清晴 様

南区暴力団等排除活動推進協議会 会長

白井 文雄 様

宮前暴力団追放推進協議会 会長

有山 晴夫 様

相模原南暴力団排除対策推進協議会 会長

団体功劳表彰

海老名暴力団排除協議会

会長 菊池 寛 様

小田原警察署管内暴力団排除推進協議会

会長 鈴木吉兵衛 様

感謝状

篠竹興業株式会社

代表取締役 篠竹 忠 様

県民の皆様！

少年を暴力団から守りましょう！

少年を暴力団から守るために…

暴力団は組織の拡大を図るため、少年に対してさまざまな勧誘を行っています。

暴力団が
目をつける
少年

- 16～18歳が狙われる。(特に中学校卒業後、高校中退後が危険)
- 暴走族や不良グループに加入している。
- ひんばんに夜遊びをしたり盛り場を徘徊したりしている。
- 家出をしたり仕事にも就かずぶらぶらしている。

暴力団は、甘い言葉をかけたり食事をおごるなど、最初は親切を装いソフトに接近してくるのが手口です。

そのためにも

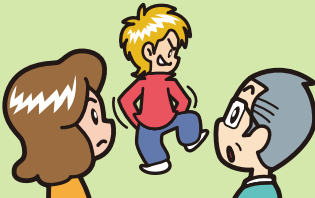
家庭では

親子の間で話し合いの場を持ち暴力団に対する正しい知識を育てましょう。



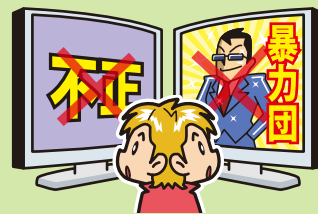
地域では

少年の行動に注意を払い暴力団に関係すると思われる少年を見たり聞いたりしたときは警察に通報しましょう。



社会では

不正を許さない社会づくり暴力団に対する誤ったイメージを少年に与えないようにしましょう。



「暴力団対策法」

では、指定暴力団員に右記のことを禁止しています。

- 少年を暴力団に入るよう強要したり勧誘すること。
- すでに加入している少年の脱退を妨害すること。
- 少年に入れ墨を強要すること。

「神奈川県暴力団排除条例」

では、暴力団員に右記のことを禁止しています。

- 暴力団事務所に少年を出入りさせること。
- 暴力団の活動に利用する目的で少年を同行させること。
- 正当な理由がないのに少年に金銭、物品等財産上の利益を与えること。



機関誌・情報誌などの 書籍の購読強要

NO!!

購読拒否の基本原則

- ▶ あいまいな受け答えはせず、明確に拒否する。
- ▶ 誘いに乗って、議論や論争をしない。
- ▶ 脅しに屈せず、電話は短時間で切る。

一方的に送りつけられた場合の対応

売買契約に基づかないで送付された商品（特定商取引に関する法律 第59条）

保管する場合

送られてきた情報誌等は日時と部数等を記録し、担当者を決めて保管・管理する。
(間違っても破棄などしないように注意する)

1 14日間保管し、その間に送付者が 引き取らない場合

送付者の返還請求権がなくなり自由に処分することができる（ただし、そのまま放置しておくとして送付されたり「なぜ送り返さない」などいいがかりをつけられるので、明確な購読拒否と引き取り要求がよい）。

2 購読拒否の明確な意思表示をした 場合

引き取ってもらいたいという意思表示を通知した場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できる。

文書による購読拒否の場合は要件のみを簡潔に書き、内容証明郵便や書留等で通知する。

〈保管する場合の文例〉

私どもは情報誌「〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を引き取ってください。引き取りのない場合は、本通知書発送後7日経過後に廃棄処分いたします。また、今後も購読する意思のないことを申し伝えます。

返送する場合

1 開封前に返送する場合

開封せずに「受取拒否」を明記し、返送する。

事前に送付の予告の電話があった場合は、郵便物や宅配便の受取担当者に連絡しておき、受取拒否の処理をする。



2 開封後に返送する場合

購読拒否の意思表示を明確にした上で返送する。

〈返送する場合の文例〉

私どもは情報誌「〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を返送します。また、今後も購読する意思がないので送付しないでください。

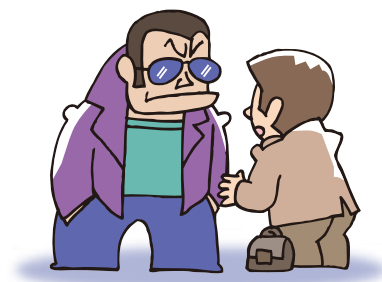
暴力団排除条項整備のお勧め

契約書・契約約款・規約等に 「暴力団排除条項(暴排条項)」を加えて安全対策を…

暴排条項の導入は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされております。

暴排条項とは

企業が取引に関して契約書や取引約款、規約等の中に暴力団等反社会的勢力とは契約しない、また、契約後、相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合や相手側が不当要求行為を行った場合に契約を解除する旨を盛り込んだ条項のことをいいます。



暴排条項の効果

1 企業の姿勢と被害予防・牽制的機能

暴排条項を導入し暴力団等反社会的勢力の排除を明確にすることは、企業姿勢を内外に明確に打ち出すこととなり、実際の企業活動では、暴力団等反社会的勢力に対する牽制や被害を未然に予防する効果が期待できます。

2 現場担当者の負担軽減機能

暴排条項を企業内部に掲示したり、契約にあたって事前に相手方に告知することにより、現場担当者が暴力団等反社会的勢力と直接対応する際に、暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応を取ることが可能となり、担当者の負担軽減となります。

3 裁判規範としての機能

契約解除等が生じた場合、暴排条項を根拠に損害賠償責任を負うことなく取引関係を解消でき、また、具体的に損害が発生した場合は、その損害賠償の請求等を行うことができます。

～ 業種別の暴排条項の内容は暴追センターへ
お問い合わせください。～

公益財団法人 神奈川県暴力追放推進センター

(公財) 神奈川県暴力追放推進センター（略称、暴追センター）は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として平成4年6月1日に設立され、“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項”の規定により、神奈川県公安委員会から指定を受け、暴力団排除のための広報啓発活動、不当要求防止責任者講習、暴力相談活動などを行っています。

「不当要求防止責任者」講習のご案内

<この制度の目的>

各事業所ごとに選任された『不当要求防止責任者』が暴力団員との対応要領等を習得し、暴力団等による様々な不当要求行為の被害を防止するために行う講習です。

※ご注意：各事業所から責任者として選任された方々を対象とした講習です。講習を受講してから責任者となるものではありません。

不当要求防止責任者

それぞれの事業所の職員に対して、不当要求の対応方法等を指導していただく方です。

選任の手続き

- ・事業所の代表者は、原則、1事業所に責任者1人を選任してください。
- ・『責任者選任届出書』を作成して、事業所を管轄する警察署刑事課の暴力団担当係に提出してください。

★『責任者選任届出書』用紙

- ・警察署刑事課の暴力団担当係又は暴追センターに備え付けております。
- ・神奈川県警察本部又は暴追センターのホームページからダウンロードできます。

★登録

選任の届け出を済まされますと、選任届出書が管轄警察署から警察本部に送られて、電算登録されます。

★責任者の交替

責任者が交替されたときは、改めて選任届出をお願いします。用紙や手続きは、最初の選任時と同じです。

講習（通知）

講習は、神奈川県公安委員会からの委託を受けて開催しております。いつ、どこで受講されるかは、出欠の確認を兼ねて、往復ハガキでご案内しております。ご案内ハガキは、概ね、開催日の1～2か月前に発送しております。

★講習種別

- ・選任時講習／責任者に選任された時の最初の講習
- ・定期講習／選任時講習受講後、概ね3年を経過した時に受ける講習





神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930
 ☎045-663-8930